

1

ネットケットガイドライン

1.1 はじめに

このガイドラインは「神奈川工科大学情報ネットワーク利用細則」に定める遵守事項を基に分かりやすく説明するために作成されたものです。利用者はこのガイドラインに書かれた遵守事項を守るように心掛けてください。

1.2 目的

神奈川工科大学ネットワークシステム、情報教育研究センター(以下「本センター」という)に設置されている全ての機器は、神奈川工科大学における学術研究と教育支援を目的として設置・運用されています。一般のプロバイダーを使用したネットワーク利用とは異なることを念頭においてください。したがって、次の目的で利用することはできません。

- ・ 売買目的等の営利目的の利用
- ・ ゲーム等娯楽目的の利用
- ・ 政治活動を目的とする利用
- ・ 特定の宗教の布教を目的とする利用
- ・ その他公序良俗に反する利用

1.3 本センター設置の機器

本センターには、約 150 台のパソコン等が設置されています。これらの機器は、主に本学の学生の学術研究・教育支援のために設置されており、本センター開館時に於いて自由に使用することができます。しかし、これらの機器は学生個人の機器ではなく、皆で使用する公共物です。したがって、次に挙げる行為をしてはいけません。

- ・ 機器の乱暴な扱い
- ・ 室内での飲食や喫煙
- ・ フリーソフトやゲームソフトのインストール
- ・ 席に荷物を置いて、長時間使用しないにもかかわらず機器を占拠するような行為
- ・ 上記目的に反する大量の紙を使用した印刷
- ・ ソフトウェアの不正コピー
- ・ 室内への傘の持ち込み
- ・ その他、他の利用者に迷惑になる行為

1.4 コンピューターウイルス

コンピューターウイルスとは、悪意を持った行為をしようとするプログラムです。ウイルスの中には、ネットワークを介して他のシステムやプログラムに広めるように仕掛けられているものもあります。このようになったシステムやプログラムはウイルスに感染していると言います。次のようなソフトウェアやファイルは、このコンピューターウイルスに感染しているおそれがあります。

- ・ フリーソフト
- ・ ネットワーク上に置かれた出所不明の実行ファイル
- ・ 不法にコピーされたソフトウェア
- ・ 心当たりのない差出人の添付ファイルが付いたメール
- ・ ワードやエクセルのファイルにマクロが含まれるもの

本センターのパソコンにはウイルス対策用のソフトウェアがインストールされていますが、コンピューターウイルスは常に進化していますので、最新のウイルスの感染を防げないおそれがあります。したがって、次に挙げる行為を絶対してはいけません。

- ・ 新たなソフトウェアのインストール
- ・ フリーソフトやゲームソフトの実行
- ・ 心当たりのない差出人のメールに添付されているファイルの展開
- ・ 本センターで作成されたマクロ以外のマクロの実行

また、感染を警告するメッセージが表示された場合は、ただちに操作を中止して本センター管理室に申し出てください。

1.5 電子メール

本学では全ての学生にメールアドレスを発行しています。したがって、本学の学生であれば、電子メールシステムを利用することが可能です。この電子メールシステムを利用するときに注意しなければならないことがいくつかあります。まず、メールに秘密事項を書かないことです。特に次に挙げる項目をメールに書くと、第三者に漏れる危険性があります。

- ・ 自分や他人の個人情報
- ・ パスワード
- ・ 銀行のカード、クレジットカードの暗証番号

また、チェーンメール等に荷担してはいけません。チェーンメールとは、複数人に同じ内容のメールの転送を促すメールのことで、次のような内容のメールが多いです。

- ・ 売買目的の宣伝メール
- ・ 幸福／不幸のメール
- ・ ねずみ講を勧めるメール
- ・ 架空請求

このようなメールを受け取ったとしても、第三者にその内容を転送したり、メールに書かれているとおりに未知の第三者に送金してはいけません。

また、メールを送信する際に一度に大量のメールを送付したり、大きい容量の添付ファイルを送付してはいけません。特に添付ファイルの送信は、電子メールを送る相手が同じアプリケーションを使用していない場合、メールの内容が読めないこともありますし、1通のメールの容量に制限がある場合もあります。これらのネチケットに反した場合、ネットワークに負荷がかかって、ネットワークが停止してしまうおそれがあります。

最後に、メールを送信する直前に、自分の書いた文章の中に、次のような項目に該当する文章がないか、常に確認してから送信するように心掛けてください。

- ・ 誹謗中傷
- ・ 名誉毀損
- ・ 個人攻撃
- ・ 不当な差別に当たる言葉
- ・ 著作権法に反するおそれのある文章
- ・ その他、公序良俗に反する言葉

1.6 パスワード

前項で述べた電子メールシステムの利用、また、Windows 起動時、後述のホームページ公開には、そのシステムを利用するユーザーが本人かどうかを確認するために、各々違うパスワードが必要になります。このパスワードは、入学時に学生全員に各々違った初期パスワードが配布されます。配布されたパスワードは銀行のカードやクレジットカードの暗証番号と同じで、他人に知られたら間違いなく悪用されるものと考えて、各々が厳重に管理するように心掛けてください。また、こまめにパスワードの変更を行うようにしてください。変更時の注意点としては、次のとおりです。

- ・ 変更したパスワードを絶対に忘れない（⇒忘れると本センターのパソコンが 1 週間程度使用できなくなります）
- ・ 他人に漏れるおそれのないパスワードにする
- ・ パスワードを USB メモリのラベル等にかかない

特に、次に挙げる項目に関連するパスワードは他人に漏れやすいので注意が必要です。また、自分が使っているパスワードの作成のヒントになるようなことを明らかにしてはいけません。

- ・ 名前
- ・ ログイン名
- ・ 電話番号
- ・ 誕生日
- ・ 住所
- ・ 辞書に掲載されている単語をもとにしたパスワード
- ・ その他個人情報をもとにしたパスワード

パスワードを他人に知られて悪用された場合は、知られた本人の責任となりますので十分注意してください。また、パスワードを忘れた場合は本センター管理室に申し出る必要があります。

1.7 ホームページ

本センターでは、授業時間中、PC 教室 A・PC 教室 B・PC 教室 C の 約 150 台のパソコンが外部とのホームページに接続することが可能です。このホームページの閲覧についても、学術研究、教育支援を目的とした使用以外での本センターの機器の使用は禁止としています。特に、次に挙げる項目に関するホームページの閲覧は厳に控えてください。

- ・ 賭博行為を伴うページ
- ・ 猥褻(わいせつ)なページ
- ・ 著作権法に反するおそれのあるファイルが置かれているページ
- ・ 犯罪行為に荷担する言動が記されているページ
- ・ 物品の売買（オークション等）を行っているページ
- ・ その他公序良俗に反するページ

また、ホームページによっては、ユーザーが直接文章を書き込むことのできる掲示板を有するページが存在します。次に該当する文章の書き込みをしてはいけません。

- ・ 自分や他人の個人情報（メールアドレスなど）
- ・ パスワード
- ・ 銀行のカード、クレジットカードの暗証番号
- ・ 誹謗中傷
- ・ 名誉毀損
- ・ 個人攻撃
- ・ 不当な差別に当たる言葉
- ・ 著作権法に反するおそれのある文章(他人が作った歌詞、小説、詩、他人のメールの全文引用等)
- ・ その他、公序良俗に反する言葉

1.8 節電

本学の電気使用量は増加の一途をたどっています。特にパソコン等の OA 機器、空調、照明等は、使用しないときにはこまめに電源を切るように心掛けてください。

1.9 遵守事項違反に対するペナルティ

今まで述べてきた遵守事項に対する違反行為が認められた場合は、情報ネットワーク利用細則に基づき、一定期間のアクセス禁止等のペナルティが課されることがあります。さらに違反行為が悪質な場合は学則に基づき、停学・退学処分の対象になる場合もありますので十分注意してください。また、刑法に反する行為を行うと、本学としての処分とは別に、刑事事件として警察や検察庁の捜査対象になりますし、ネットワーク上で他人の権利を侵害する行為を行うと、民事上の賠償責任に問われることもあります。

1.10 終わりに

ネチケット (Netiquette) とは、ネットワーク・エチケット (Network Etiquette) を一語にまとめた造語であり、インターネットを利用する人が守るべき倫理的な基準のことです。このガイドラインでは、本学のネットワーク、設置された機器を使用する上での最低限のネチケットについて述べている訳ですが、大事なのは、ネットワーク上であっても実社会と同じであり、社会の一員として良識に沿った行動を取ることが必要です。それは難しいことではなく、社会の一員として当然のことであり、誰にでもできる簡単なことです。相互にお互いの立場になって考え、快適な利用ができるように心掛けてください。また、詳細なネチケットに関しては、

URL <http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>

が参考になるので目を通しておきましょう。